

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第 6 版】

～ 保育所・認定こども園・地域型保育施設版～

(令和 8 年 9 月 1 日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル 3 以上が発令された場合

登園前 / 登園中に発令された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後 7 時から当日午前 7 時までに 発令が解除された場合	午前 8 時 30 分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前 7 時から午前 11 時までに 発令が解除された場合	午後 1 時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前 11 時以降に 発令が解除された場合	臨時休園とします。

※警戒レベル 3 以上の発令が解除された後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その際は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・危険警報(大雨・氾濫・土砂災害) ・特別警報(大雪・大雨・氾濫・土砂災害・暴風・暴風雪))が発表された場合

登園前 / 登園中に発表された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後 7 時から当日午前 7 時までに 警報が解除された場合	午前 8 時 30 分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前 7 時から午前 11 時までに 警報が解除された場合	午後 1 時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前 11 時を過ぎてから 警報が解除された場合	臨時休園とします。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

☐ **熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合**

通常通り開園します。

※発令時前日の午後2時頃に、環境省から滋賀県内全域を対象に発表されます。

※熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）とは、熱中症警戒アラートよりもさらに一段上の、過去に例のない危険な暑さが予測される場合に発表されます。

☐ **震度 5 弱以上の地震が発生した場合**

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。